

島根県内司法書士事務所では相続に関する無料相談を実施

2月 「相続登記はお済みですか月間」です

平成30年12月4日

各 位

島根県司法書士会

島根県司法書士会（会長 原 信次）では、2月の1ヵ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、下記のとおり、無料相談を実施します。

島根県内司法書士事務所では、相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に応じ、適切なアドバイスを行います。

- ◆日時・場所：平成31年2月の1ヵ月間
島根県内司法書士事務所（時間は各事務所にお尋ね下さい）
- ◆相談料：無料
- ◆予約：各事務所へお尋ね下さい。
- ◆相談例：登記名義人が先々代のままです。
パートナーに全財産を相続させたいのですが…。
相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません。

相続登記とは、相続した不動産の名義を変更することをいいます。相続登記は期限が定められておらず、また、登記手続を行わなければ罰せられるというわけではないため、手続が遅れがちであるばかりか、何代にもわたって放置してしまうこともあります。

不動産の名義を変更していないと、売却する場合や担保にして融資を受けようとする場合などに手続が順調に進みません。また、長い間放置しておく、相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、様々なトラブルが発生することも少なくありません。そのため、できるだけ早い時期に登記手続を行うことが重要となります。

こうした背景から、全国の司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、無料相談を実施しています。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

◆本件に関するお問合せ先

植田 弘樹（広報委員会委員長）

TEL：0855-95-3263

Mail：kiki78965543@gmail.com

島根県司法書士会事務局

TEL：0852-24-1402